

国名	ハンガリー
公的年金の体系 保険料財源 税財源	<p>・被雇用者は賦課方式年金に加入する。</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	・強制加入 (◎)。無職の場合加入義務はない。
保険料率	雇用者は社会保険税13%，被雇用者は年金保険料10%。社会保険税の税収は年金保険基金と健康保険基金に分配され、2022年には71.63%が年金保険基金に配分された。2010年の制度変更に伴い、1998年に導入された積立方式公的年金への保険料は凍結され、その加入者が民間の年金基金に留まる手続きをとらない限り公的賦課方式年金に戻るようになった。年金保険料の上限はない。
支給開始年齢	2009年に男女ともに62歳になり、その後段階的に引き上げられ、2022年に65歳になる。
基本給付額	2020年の一人当たり平均年金受給月額は15万571フォリント（約5万5,711円）、2020年末の平均粗賃金月額約36%に相当する。受給年金は非課税である。 ※2020年の平均レート（1フォリント=0.37円）で換算。 2022年5月28日時点のレートは、0.38円。
給付の構造	
所得再分配	賦課方式制度に所得再分配機能がある。
公的年金の財政方式	賦課方式⇒DB型
国庫負担	年金制度の財源は社会保険税及び年金保険料であるが、不足分は国庫から補填される。
年金制度における最低保障	最低年金は、2万8,500フォリントである。 最低年金を受給するには、保険料拠出期間20年が必要である。
無年金者への措置	ミーンズテストに基づく老齢給付が、公的扶助として税金から支給される。
公的年金と私的年金	公的年金を補足するものとして、任意加入の個人積立年金がある。
国民への個人年金情報の提供	国庫より国民に対して年金に関する情報が提供される。

(佐藤嘉寿子・帝京大学短期大学准教授)

ハンガリーの年金制度

佐藤嘉寿子（帝京大学短期大学 准教授）

1. 制度の特色

ハンガリーは、1989年の体制崩壊後、社会主義計画経済から資本主義市場経済に移行する過程で年金制度改革を行い、1998年にいわゆる「三本柱年金制度」を導入した。その第一の柱は従来の賦課方式年金、第二の柱は積立方式の公的年金、そして第三の柱は任意加入の個人積立年金であった。当時、第二の柱に、民間の年金基金で管理運用される積立方式の個人年金が公的年金として導入された点が大いに注目された。第一の柱である賦課方式年金と第二の柱である積立方式公的年金が組み合わされた混合型を選択した場合は賦課方式年金と積立方式公的年金に同時加入し、第一の柱を選択した場合は賦課方式年金のみに加入することになった。しかし、2008年の世界的金融危機を経た後、2010年に政権復帰したオルバーン率いるフィデス政権によって、第二の柱である積立方式公的年金の保険料が凍結され、国家財政に移転されるという制度変更が行われた。事実上公的年金としての第二の柱は廃止され、2010年に三本柱年金制度は頓挫し、ハンガリーの年金制度は導入後13年目にして改革前の賦課方式のみによる公的年金制度に戻る事となった。同国の果敢な挑戦は、挫折という形で幕を閉じたのである。その後、2014年および2018年のハンガリー議会総選挙でフィデス政権が勝利し、連続3期目になるオルバーン首相の下で、年金制度が運営されている。

2. 沿革

ハンガリーの年金制度の歴史は古く、工場労働者を対象とする社会保険としての法定年金制度が確立した1929年にまで遡る。そして、その制度が社会主義時代を経てもなお、制度変更が行われつつ継承されてきた。以下では、ハンガリー年金制度が辿った社会主義時代以後の簡単な経緯を示すことにする。

1975年：現在の年金制度の原型である社会保険法により、国民の全ての階層に対して統一された年金受給条件が付与される。しかし、こ

の制度が普及した結果、ハンガリーの経済力水準と社会保障支出水準の格差が拡大し、経済の実態に比べて社会保障支出の負担が大きくなるという状況がもたらされた。このことが1990年代における一連の年金制度改革、そして1998年の三本柱年金制度導入に至る要因になった。

1992年：社会保険基金が年金保険基金と健康保険基金に分離される。

1993年：三本柱年金制度の第三の柱である任意加入の個人積立年金の基礎になる任意加入型年金基金に関する法律が制定される。しかし、この任意加入の積立年金はあくまでも公的年金制度を補足するものであり、1997年までの公的年金制度は1975年の社会保険法に基づく賦課方式年金であった。賦課方式年金の運用主体として年金保険基金自治管理機関（年金保険基金）が設立され、雇用者と被雇用者から成るハンガリー労働組合連合がその運営の権限を掌握した。その一方で、大蔵省の管理の下、職員が公務員であり、かつ独立した公的行政機関として国家年金基金監督局も設立される。これが、後の金融機関監督庁になる。

1995年：財政赤字および経常収支赤字に基づく内外の改善を目標とする経済安定化政策（いわゆる「ボクロシュ・パッケージ」）が導入される。

1997年：「個人年金と個人年金に関する法律」等、三本柱年金制度に関する一連の法律が制定される。

1998年：「三本柱の年金制度」が導入される。政権交代に伴い年金保険基金が政府直轄になり、国家年金基金になる。

2010年：5月に政権を奪取したフィデス（ハンガリー市民同盟）政権が、積立年金保険料の年金基金への移転停止および被保険者の公的賦課方式年金制度への原則帰還に関する法律を制定する。この結果、第二の柱である積立方式公的年金の運用主体であった年金基金は事実上の閉鎖に追い込まれる。2010年11月以降、拠出された年金保険料は、そ

の全額が公的年金の原資として国家年金基金に移管された。年金基金加入者は、2011年1月末までに基金に留まる申請を行った人々を除いて、全員が賦課方式年金のみの加入者になり、手続きをしない場合は自動的に賦課方式年金のみに移行した。第二の柱であった積立年金に関しては、2016年時点で4社の年金基金が積み立てられた年金保険料の運用を続けていたが、新たな加入者を見込むことは現実的に不可能であった。第三の柱であった任意加入の個人積立年金は変わらずに存続している。

2012年：1月1日より、雇用者の年金保険料は社会保険税（social contribution tax）として、国庫に納税されている。

2017年：11月1日以降、ハンガリー財務機関（Hungarian State Treasury）が年金保険基金を合併し、年金制度の運営主体になっている。

以上の経緯を経て、2012年以来ハンガリーの公的年金制度は、賦課方式によってのみ運営されている。

3. 制度体系の概要

被雇用者、協同組合員、学生、求職者給付受給者および自営業者他、年金保険料納入者すべてが公的年金制度の加入者になる。無職の場合、加入義務はない。公的年金制度の財源は、主として雇用者が納税する社会保険税と被雇用者が拠出する年金保険料であり、不足部分は国家により補填される。

4. 給付算定方式、スライド方式、支給開始年齢

(1) 給付算定方式

年金は、勤続年数および1988年以降の平均賃金に基づいて給付される。まず年金ベースとして1988年1月から退職日までの平均月額所得が算定され、インフレ率によって調整される。次に、保険料拠出期間に基づき受給年金額が算定される。保険料拠出期間15年で年金受給額は平均月額所得の43%、その後、年金受給額はそこから1年ごとに2%ずつ増加する。保険料拠出期間が25年になると63%になり、その後は1%ずつ増加、保険料拠出期間36年で74%になる。保険料拠出期間が36年を超えると1.5%ずつ増加し、

40年を超えると80%になる。その後は2%ずつ増加し、50年間保険料を拠出すると、平均月額所得全額（100%）の年金が受給可能になる。50年を超えても、給付額が増加することはない。所得ベースの年金および最低年金に必要な保険料拠出期間は20年であり、一部年金の受給には15年の拠出期間が必要である。

(2) スライド方式

ハンガリーでは、1992年に年金の賃金スライド制が導入された。1998年の制度改革後は、2000年に純賃金70%、消費者物価30%のスライド制が導入され、2001年に純賃金50%、消費者物価50%のスイス型スライド制に移行した。さらにその後、2008年の世界金融危機への対応から、2010年よりGDP成長率に合わせた方式になった。これは、GDP成長率が3%未満の場合は完全物価スライド制、3%以上4%未満の場合は物価上昇率80%と純賃金上昇率を20%反映、4%以上5%未満の場合は物価上昇率60%と純賃金上昇率を40%反映する。GDP成長率が5%以上の場合は物価上昇率と純賃金上昇率を各々50%反映するスイス型スライド制であった。2012年1月より、消費者物価100%のスライド制が導入され現在に至っている。

(3) 年金受給開始年齢

年金制度改革前の年金受給開始年齢は、男性60歳、女性55歳であった。この年齢は、1998年の改革後に引き上げられて2009年に男女とも62歳になった。同年、更なる段階的引上げが決定され、2022年に男女ともに65歳になる。

5. 負担、財源

ハンガリーの公的年金制度の現在の財源は、主として雇用者が納税する社会保険税と被雇用者が拠出する年金保険料から調達され、被雇用者の年金保険料は対粗賃金比10%である。一方、雇用者が負担する社会保険税の税率は、2017年から2020年7月にかけて27%から15.5%にまで低下し、2022年から13%になっている。この社会保険税収入は、年金保険基金と健康保険基金とのあいだで分配され、2020年は税収総額の71.63%が年金保険基金に配分された。

三本柱年金制度では財源不足を補填するため、賦

課方式年金を管理する国家年金基金に国家財政からの移転が行われた。この移転比率は、2006年に年金保険基金収入の28%にまで達し、2010年には18.3%と決して低いものではなく、2010年移行の制度変更の要因の一つになった。

6. 財政方式、積立金の管理運用

賦課方式年金は確定給付型（DB型）であり、積立方式公的年金は確定拠出型（DC型）であった。積立方式公的年金の保険料は民間の年金基金に積み立てられ、資本市場において運用されていた。2004年のEU加盟後、年金基金の証券投資に対する政府の規制が緩和されて全資産を株式に投資することが可能になったが、ハンガリーでは国債での運用が大半（2005年の年金基金のポートフォリオ構成において約73%）を占めた。しかし、2009年には半分以下（約46%）になっていた。

7. 制度の企画、運営体制

現在の賦課方式年金の運営主体は、国家経済省が管轄するハンガリー財務機関である。従来の運営主体であった年金保険基金は、かつては実質的に労働組合全国連合の管轄下にあったが、1998年5月の議会総選挙の後、政権を掌握したフィデス政権によって政府直轄になり、2017年に財務機関と合併した。積立方式公的年金および現在も存続している任意加入の個人積立年金の組織的実体である民間年金基金と基金資産の運営・管理に携わる金融機関を監督していた金融機関監督庁は、2013年10月1日に廃止され、その権限はハンガリー国立銀行に引き継がれている。

8. ハンガリー年金制度に関する動向および課題

(1) 三本柱年金制度の注目点と実態

ハンガリーの三本柱年金制度は、積立方式公的年金を導入した点が注目された。その実態は、民間の年金基金に拠出される保険料が1998年に総保険料31%のうち6%、2010年には33.5%のうち8%であり、年金基金の資産運用成績は、2008年の世界的金融危機の影響を受けたものの、それほど悪いものではなかった。しかし、頻繁な制度変更を伴った三本柱年金制度は、ハンガリー国民が金融危機後もその

存続を支持する程に魅力的なものではなかったと考えられる。

(2) 頻繁な制度変更

ハンガリーでは、体制転換後の1990年に初の議会選挙が行われて以来2010年までに政権交代が繰り返されたことが年金の制度設計に影響を及ぼし、1998年の改革による三本柱年金制度導入後もその制度は頻繁に変更された。特に注目されたのは、2003年から段階的に導入されたボーナス年金ともいえる「13か月目の年金」であった。頻繁な制度変更は年金財政悪化の要因となり、「13か月目の年金」は世界的金融危機勃発の翌年である2009年に廃止された。また、民間の年金基金が積立方式公的年金の資産を運用する資本市場がハンガリーでは未成熟であったことに加えて、世界金融危機の影響によって基金の運用実績が一時的に悪化するという事態がもたらされた。1998年の三本柱年金制度導入に伴う年金基金の資産運用によって国内の資本市場の活性化を持続させようという政府当局の思惑が、当初の予想通りにはならなかったのである。

これらの理由から、1998年の年金制度改革に批判的であったフィデス政権が2010年に政権の座に戻った後に制度変更を行った結果、三本柱年金制度は挫折して改革前と同様の賦課方式の公的年金制度に回帰したのである。民間の年金基金で運用蓄積されていた第二の柱の積立金は、国庫に移され財政赤字の補填と公的債務の返済に流用された。その結果、2004年のEU加盟以来、過剰財政赤字是正手続きの対象国になっていたハンガリーは、債務危機を免れ、2013年には脱却の見通しが立つまでになった。しかし、同国の一般財政収支は改善したものの、構造的な問題は解決されていないとしてIMFやEUから厳しい非難を受けた。その後も年金制度の変更が行われ、年金受給開始年齢前の退職者に対する年金支給が厳しく制限された。また、第二の柱であった積立方式の公的年金（年金基金）に加入して保険料を拠出していたが、賦課方式のみの年金制度に戻った人々に対しては、2013年より積み立てられた年金保険料のための個人口座を設定することになっていたが、実現されていない。そして2012年には、雇用者の保険料が社会保険税という形態になっている。し

たがって、雇用者負担の社会保険税は租税としての負担である一方、被雇用者が加入する年金保険（社会保険）の保険料は国庫に拠出される。現在のハンガリーの公的年金制度は賦課方式のみで運営され、それを補足するものとして任意加入の個人積立年金が存続し、いわば二本立ての年金制度であるといえよう。三本柱年金制度挫折の要因でもあった一般政府部門の財政赤字は、2011年にはGDP比で5.2%であったが、2012年からは2%台になり、2016年には1.8%にまで改善した。公的債務は2016年にGDP比74.8%であったが、その後2019年には65.5%まで低下し、ユーロ導入に向けての国内的準備が整いつつあるように思われた。しかし、2012年1月にオルバーン政権下で施行された新憲法では、ハンガリーの通貨である「フォリント」を公式通貨にすることが明記されているため、ユーロを導入するには憲法改正が必要である。2018年の議会総選挙で圧勝したオルバーン率いるフィデス政権に、ユーロ導入に向けての意欲的な態度が見られないままコロナウイルス感染拡大によって財政状況は悪化している。2020年に財政赤字は7.8%にまで拡大し（2021年は6.8%）、公的債務は79.6%に達した（2021年は76.8%）。現在、ユーロ導入の見通しは立てられていない¹。

(3) 2022年の議会総選挙と年金制度

2022年4月3日、ハンガリーの議会総選挙が行われ、政権与党であるフィデス/KDNP（キリスト教民主国民党）が199議席のうち135議席を獲得し、2010年以来4期連続となる大勝利を収めた。しかし、小選挙区の獲得議席は都市部と高齢者が多い地方で大きく異なり、フィデス/KDNPに対する野党連合が首都ブダペストでは18議席中17議席、主要都市であるペーチとセグドで1議席ずつ獲得している。この選挙に先立つ前年2021年には、フィデス政権によって2003年（当時フィデスは野党）に導入された「13か月目の年金」が再導入された。このボーナス年金によって、2021年に月額1/4、2022年には月額1/2、2023年には月額3/4、2024年からは1か月分の年金

が年金受給者に給付され、長期的に方針の変更はないとされている。

以上のことから、フィデス政権は2022年の前年より「13か月目の年金」の給付を開始、翌年の議会総選挙では年金を受給する高齢者が多い地方で圧倒的多数の議席を獲得して大勝利を収めたわけである。無論、コロナ禍における危機対応の一環として収入状況を改善するという目的があるにせよ、政権が交代してもなお年金制度が政争の具と化したことには変わりはないと考えられる。引き続きオルバーン首相による強権政治の下で年金支出の更なる増加が予測され、今後のハンガリーがいかに年金制度を維持するのか、その制度の行方を注目し続ける必要がある。

〈注〉

¹ 一般財政赤字および公的債務はEU統計局（eurostat）の統計に基づく数値である。

主な参考文献

- Magyar Allamkinostar “Old age”.
 (<https://nyugdijbiztositas.tcs.allamkinostar.gov.hu/en/providing-system/old-age.html>)
 Ministry of Finance Hungarian State Treasury, *COUNTRY FICHE ON PENSION HUNGARY*, 2020.
 (https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/economyfinance/hu_ar_2021_final_pension_fiche.pdf)
 佐藤嘉寿子『年金改革の政治経済学：ハンガリー98年改革の挑戦と挫折』一橋大学経済研究所ディスカッションペーパーNo.B43, 2013年。
 日本貿易振興機構（ジェトロ）ブダペスト事務所「ハンガリー投資ガイドブック 税制・雇用制度」, 2017年。
 (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/9f4eddd8b247ddc3/201701rp-guide.pdf)
 佐藤嘉寿子「ポストネオリベラル期のハンガリー —ポピュリスト政権下の状況分析—」『帝京大学短期大学紀要』第40号, 2020年。
 日本貿易振興機構（ジェトロ）「ハンガリー議会総選挙、政権与党が2010年以来4回連続で勝利」, 2022年。
 (<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/ca9b60f712ba7528.html>)

* URLは、すべて2022年4月27日に確認済み。